# 協働のまちづくり

かわら版

*Vol . 5* 2008年12月発行 編集:燕市企画調整部企画政策課

〒959-0295 燕市吉田日之出町1番1号 TEL:0256-92-2111 (協働のまちづくりG)

FAX: 0256-92-2110

E-mail: kikaku@city.tsubame.niigata.jp URL: http://www.city.tsubame.niigata.jp/

燕市の協働のまちづくりの推進に関する情報

をお届けしています。



『<u>左手にお茶! 右手にはペン!</u>』 協働のまちづくりについて、みん ♪で楽しく議論しましょう!

## まちづくり基本条例市民学習会の開催も折り返し地点を過ぎました!

市では、「市民とともに築くまち」をまちづくりの基本方針の一つに掲げ、市民と地域の力を活かした協働のまちづくりを進めるために、今年度から「(仮称)まちづくり基本条例」の制定に向け、取り組みを行っています。

8月にスタートしたまちづくり基本条例市民学習会も、予定している8回の開催のうち4回の開催を終え、折り返し地点を過ぎました。学習会では、自由参加の開催にもかかわらず毎回大勢の皆さんからご参加いただきながら、まちづくり基本条例に関する理解や共通認識を深めることができました。

これからも、協働のまちづくりについているいろな学習の場などの機会をご提供し、みんなで楽しく まちづくりについて考えていきたいと思っています。どうぞお気軽にご参加ください。

## 「第5回まちづくり基本条例市民学習会」を開催しました。

協働のまちづくりの枠組みを構築するための具体的な取り組みとして、第5回目の「まちづくり基本条例市民学習会」を12月20日に中央公民館で開催しました。

その内容についてお知らせします。

## (学習会に関する詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。)

今回の学習会では、議論の場の雰囲気作りが大事ということで馬場先生からの提案もあり、私たち事務局の職員は皆、私服で参加させていただきました。

今回は、これまで4回開催された学習会の中間まとめということで、事務局から「まちづくり基本条例市民学習会のこれまでの経過と今後の進め方」について参加者の皆さんにご説明を行いました。

今までの学習会が幅広い内容でしたので、ご紹介しきれなかった 部分もありますが、詳しい情報はホームページで紹介していますの で、ご覧ください。



学習会の様子です。

#### 【事務局からの説明】

『まちづくり基本条例市民学習会のこれまでの経過と今後の進め方』について

まちづくり基本条例市民学習会の中間まとめ

#### まちづくり基本条例の取り組みの背景

市民ニーズが複雑化、多様化していく中で地域の特性を活かし魅力あるまちづくりを進めるには、市民、自治会、まちづくり協議会、NPO、市民活動団体、企業などと行政がお互いに対等な立場に立ち、パートナーとして連携し、共通の目標のもとでそれぞれの特性を発揮し、ともに協力しながら協働のまちづくりに向け取り組むことが必要です。

#### まちづくりとは

まちづくりとは、地域の公共的な課題を認識し、解決策を策定し、実際に解決策を実施し、その解決 策を評価するなど、地域の公共的課題を解決していくための方法を考えること自体がまちづくりです。

#### 公共的な課題とは

一人ひとりが自分で問題を解決できるのであれば公共的課題ではなく私的な課題です。みんなでやらないと問題の解決が図れないというものが公共的な課題です。地域の公共的課題を解決していく活動自体が政策であると考えられます。

#### 住民が参加する仕組みづくり

政策の過程は、課題の設定から始まり、立案、決定、実行、評価という過程を経て、また課題設定に 戻ります。政策の過程に住民が何らかの形で参加をしていくということは重要なことです。

住民参加は、政策の過程のうち、企画立案の段階から始めるのが大原則です。

企画という最初の案をつくる段階、執行する段階、評価する段階、そういう形で段階を踏んで住民が まちづくりに参加をしていくメカニズムを考え、それを整理していくのがまちづくり基本条例です。

#### 新たな枠組みの必要性

市内で様々な団体や個人が活躍してきている中で、まちづくりの様々な主体が結びついていくことが重要です。これからは、地域の公共的課題をより皆さんが納得する形で解決していくために各主体の結びつきや協働のルールについて考えることが必要になります。また、まちづくりに関わるすべての人がより良いまちをどうやってつくっていくのかを考えていくことが求められています。

#### まちづくり基本条例とは

まちづくり基本条例は、まちづくりの基本的なルールを定めて、誰もがまちづくりに参加でき、そのまちに住み、働き、学び、活動するみんなが、一緒にまちづくりを考え、行動し、より良いまちをつくりあげるためのものです。まちづくり基本条例には決まった形はありません。重要なことは、その内容を、そのまちに住む人たちが自分たちで考え、決めていくことです。そして何より、その基本的な考え方や必要性について住民の皆さんの理解が必要であり、自分たちのルールであるとの共感を持って受け入れられることが最も重要なことです。

#### まちづくり基本条例という条例をつくる必要性

まちづくり基本条例をつくる必要があるかと言われると、必ずしも条例である必要はないかもしれません。ただ、ルールをつくるということはルールを知らない人もルールを使えるということ。また、ルールが人をつくるという側面もあります。

## まちづくり基本条例の重要な点は?

まちづくり基本条例の重要な点は、住民と行政との関係を参加と協働という点で捉えること、もう 1 つが情報の共有です。まちづくり基本条例の一番重要なポイントは、行政と住民がキャッチボールできる方法を行政と住民が一緒になってつくるということです。

もし条例をつくるといった場合に、100パーセントの条例である必要はありません。理想が高い条例をつくる必然性はなく、見栄えが悪かったとしても制度自体は皆さんが使いやすく、手の届きやすいものにすることが重要で、それをどんどん見直し、何度も何度も改正していく、そういう条例で良いのではないでしょうか。

#### まちづくり基本条例市民学習会の今後の予定

#### 第6回市民学習会

ワークショップ形式で意見交換を行い、まちづくりに対する共通認識を深めるため、各グループに分かれ「家庭ごみの問題」に対し、政策の立案段階におけるまちづくりの各担い手の役割や責任、協働の在り方などについて考えます。

## 第7回市民学習会

ワークショップ形式で意見交換を行い、まちづくりに対する共通認識をさらに深めるため、公共的課題の解決の実現に必要な項目について考えます。

#### 第8回市民学習会

前回までに各グループから議論していただいた内容をまとめ、発表を行います。 また、半年以上にわたり開催した学習会のまとめとして、市長の感想や、講師の 馬場先生のまとめを予定しています。



## 【ワークショップ】(新潟大学大学院実務法学研究科准教授 馬場 健さん) テーマ『地域の公共的課題の解決法』 ~ 家庭ごみの問題について~

もしも、まちづくり基本条例をつくるといった場合には、行政がそもそものプランを作る審議会形式のやり方や、ワークショップで皆さんに条文の理念を1つずつ決めていっていただくやり方などいろいろなやり方があります。いずれにしても皆さんから議論をするという練習を積んでいただくということが非常に重要であると思います。

今回は、ごみの発生からごみの収集までの間の課題について、皆さんに議論をしていただこうと思っています。各グループで課題や問題を出していただくと、家庭ごみの発生から収集までの間の問題や課題が分かってきます。また、同じ課題や自分が知らなかった課題も出てきます。

最終的には次回以降の学習会で、それらが個人や家族で解決する問題なのか、それとも地域社会で解決する問題なのか、それとも行政が解決する問題なのか役割分担していただきたいんです。

そのつながりを考え、各主体の関係などを議論をしていく過程では、いろいろな議論が必要になるでしょう。とすると、そういう関係性をどのようにしていったら良いのか、そういうものを考えていくのがまちづくり基本条例につながっていく話なんです。

家庭ごみの問題というものを例にして行政と住民若しくは行政と住民組織との関係をどうしていけば良いのかということを考える端緒にしていただきたいと思います。

ワークショップの説明 参加は、まちに関わるすべての人の権利と義務であり、より良いまちづく りのための不可欠なプロセスです。ワークショップとは、共通の課題を設定してこれを解決するため に、参加者がともに討議したり、現場を見たりするなどの協働作業を通じて、お互いの考え方や立場 の違いを学び、協力し合いながらまちづくりの提案などをまとめる手法です。

馬場先生と事務局のワークショップの説明の後、6つのグループに分かれて自己紹介を行った後、司会者などを決めて各グループでワークショップを行い、『家庭ごみの問題』について議論を行いました。

今回のワークショップは議論の場づくりが重要ということで、皆さんから楽しく議論をしていただきたいと考え、『左手にお茶、右手にはペン』というスタイルでワークショップを進めていただきました。

会場では、さまざまな意見が各グループで交わされ活発な議論が行われました。



ワークショップの 様子です

## 第5回市民学習会に参加された皆さんの声

今回の学習会のテーマについて

- ・ゴミ問題を取り上げたことは身近なことで、各地諸問題も多くあるので分かりやすく良かったと思う。
- ・身近なテーマで活発な意見が出され大変良かった。
- ・入口の部分、つまり説明責任を明確に果たせれば、それ以後の問題解決及び問題の方向性、活動は容易になります。それに透明性の確保と情報公開です。
- ・ワークショップ形式は非常に良かった。生活に直結の「ゴミ収集」の問題点を選んだのは好評でした。
- ・ワークショップは一人ひとりの話が聞けて良かったと思います。

今回の学習会の進め方について

- ・最近の厳しい情勢下で雇用についてまち協、行政の対応を検討願いたい。
- ・ワークショップはとても楽しく、意見も出しやすかった。時間が短く、物足りなさを感じた。
- ・市で「これまでの経過と今後の進め方について」のまとめは大変良かった。
- ・本日の例題として「ゴミ」がテーマでしたが、改めて大変重要な問題であることを再認識しました。地域 性、人口構成など問題は複雑です。
- ・ワークショップの時間が足りないです。

その他、学習会に対するご感想,ご意見などについて

- ・ワークショップはグループのコミュニケーションに効果的と感じます。
- ・アンケートが次回の学習会に反映されるので、企画される方にとても感謝しています。
- ・今まで知らなかった人とのコミュニケーションがとれてとても良かった。
- ・まちづくり基本条例づくりに今のメンバーがどう具体的に関われるか。全く別のものが出来るようではだめ。
- ・ワークショップは勉強になった。

## まちづくり基本条例市民学習会を継続して開催します。

まちづくり基本条例市民学習会は、毎月1回、継続して開催しています。参加は自由で、市のまちづくりに関心のある人なら誰でも参加できます。

詳しい日時・会場等は、広報つばめや燕市のホームページ等でご確認ください。

## まちづくり基本条例市民学習会「みんなでつくろう。まちづくりの基本ルール」

第6回目は、「地域の公共的課題の解決法」をテーマに、ワークショップ 形式で意見交換を行いながら、まちづくりに対する共通認識を深めます。



日時および会場 : 1月24日(土)午後2時~4時 吉田公民館 3階講堂 皆さんのご参加をお待ちしています。

## 第6回まちづくり 基本条例市民学習会 |会場||のお知らせ

第6回の開催会場は、アンケートでもご要望があったことから、吉田地区に移し、<u>吉田公民館</u>で開催します。お間違えのないします。よろしくお願いします。ご不明な点は、企画政策課までお問い合わせください。



#### 会場の地図



#### 編集後記

第5回まちづくり基本条例市民学習会にご参加いただいた皆さん、たいへんありがとうございました。今回は、42名の皆さんからご参加いただきました。

今回の学習会は、参加者の皆さんから実際に議論に参加していただくという試みでした。参加者の皆さんの反応が少し心配でしたが、「ワークショップはとても良いと思う。」といったご意見をたくさんいただきました。

楽しくない議論に参加したいと思う皆さんは少ないはずですし、まちづくりの議論は楽しくやらなければ意味がありません。 今後も皆さんと楽しく議論する方法や皆さんが学習会に参加しやすい環境づくりや仕組みづくりといったことを心がけていきたいと思います。(す)

#### お詫びと訂正

「協働のまちづくりかわら版」第4号の 1面に誤りがありました。宮町自治会の 主な活動事例を掲載いたしましたが、 『「200メートルいち」を開催』とあるの は『「200メートルいちび」に老人クラブ のメンバーで参加』の誤りでした。

訂正し、深くお詫び申し上げます。